

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年6月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブルームワールド岩沼

岩沼市藤浪二丁目205-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社上の組 代表取締役 上野 恭司

岩沼市藤浪二丁目5番32号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

- 4 変更の年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和8年5月26日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び岩沼市役所
- 7 縦覧期間
令和8年6月12日から令和8年10月12日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

小売業者		住 所	備 考
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社アイリスプラザ	代表取締役 大山 晃弘	仙台市青葉区中央二丁目 1番7号	
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似 七条一丁目2番39号	
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町 5番42号	
株式会社ツルハ	代表取締役社長 八幡 政浩	札幌市東区北24条東 20丁目1番21号	
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	

【変更後】

小売業者		住 所	備 考
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社アイリスプラザ	代表取締役 大山 晃弘	仙台市青葉区中央二丁目 1番7号	
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似 七条一丁目2番39号	
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町 5番42号	
株式会社ツルハ	代表取締役社長 八幡 政浩	札幌市東区北二十四条東 二十丁目1番21号	変更理由:住所を正式表記に修正 変更日:令和8年5月26日
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行 東一丁目4番14号	変更理由:住所を正式表記に修正 変更日:令和8年5月26日
株式会社IC-NET	代表取締役 最上 修	東京都千代田区外神田 三丁目16番13号	変更理由:出店 変更日:令和8年4月15日
maテレコム株式会社	代表取締役社長 奈良坂 直	東京都江東区豊洲三丁目 2番24号	変更理由:出店 変更日:令和8年2月5日
有限会社マルイ・スガワラ	代表取締役 菅原 壮一郎	宮城県気仙沼市 長磯牧通119番地	変更理由:出店 変更日:令和7年12月20日
株式会社エフカンパニー	代表取締役 古瀬 力	大阪府豊中市中桜塚 三丁目4番28号	変更理由:出店 変更日:令和8年2月1日